

改 正	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">共 通 仕 様 書 〔業務委託編 I〕</p> <p style="text-align: center;">平成30年10月1日 令和元年6月27日一部改正 令和元年10月1日一部改正</p>	<p style="text-align: center;">共 通 仕 様 書 〔業務委託編 I〕</p> <p style="text-align: center;">平成30年10月1日 令和元年6月27日一部改正</p>	

(H30)

改 正	現 行	備 考
<p>語句の改正</p> <p>令和元年10月1日より、以下のとおり語句の改正をしております。</p> <p>(旧) 成果品 → (新) 成果物</p> <p>(旧) 福島県電子納品運用ガイドライン(案)[業務委託編] → (新) 福島県電子納品運用ガイドライン____[業務委託編]</p>	<p>【 新規 】</p>	

(H30)

改 正	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">測量業務共通仕様書</p> <p>第12条 提出書類</p> <p>4. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約後速やかに、登録内容の変更時は変更があった日から速やかに、完了時は業務完了後速やかに、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。</p> <p>また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である」にチェックをした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。</p> <p>なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日を除き15日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において、訂正または削除する場合においても、同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に申請しなければならない。</p> <p>第15条 資料等の貸与及び返却</p> <p>1. 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。なお、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。</p> <p>第30条 再委託</p> <p>2. 契約書第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」とは、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成作業、測量機器等の賃借、その他特記仕様書に定める事項とする。</p>	<p style="text-align: center;">測量業務共通仕様書</p> <p>第12条 提出書類</p> <p>4. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後速やかに、登録内容の変更時は変更があった日から速やかに、完了時は業務完了後速やかに、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。</p> <p>また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、業務名称の先頭に「【低】」を追記した上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。</p> <p>例：【低】○○○○業務</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提示しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日を除き10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において、訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提示しなければならない。</p> <p>第15条 資料等の貸与及び返却</p> <p>1. 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。</p> <p>第30条 再委託</p> <p>2. 契約書第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」とは、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成作業、その他特記仕様書に定める事項とする。</p>	

改 正	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">2. 福島県公共測量作業規程</p> <p>※ 福島県公共測量作業規程について 平成28年4月21日付け28企技第117号通知により、平成28年5月1日以降起工するものからは「作業規程の準則(平成20年3月31日付け国土交通省告示第413号、一部改正平成28年3月31日付け国土交通省告示第565号)」を下記のとおり読み替えて準用する。</p> <p>(1) 表題の「作業規程の準則」を「福島県公共測量作業規程」と読み替える。 (2) 準則本文中の「準則」を「規程」と読み替える。 (3) 準則第1編総則第1条第1項の「第34条」を「第33条第1項」と読み替える。 (4) 準則第1条第2項の「公共測量」を「福島県が行う公共測量」と読み替える。 (5) 準則第2条の「公共測量」を「この規程を適用して行う測量」と読み替える。</p> <p>作業規定の準則(国土地理院) URL : http://psgsv2.gsi.go.jp/koukyou/jyunsoku/</p> <p>※福島県公共測量作業規程については、令和元年10月の共通仕様書改正より、平成28年3月31日付け国土交通省告示第565号に基づく本文の内容を掲載しています。</p>	<p style="text-align: center;">2. 福島県公共測量作業規程</p> <p>※ 福島県公共測量作業規程について 平成28年4月21日付け28企技第117号通知により、平成28年5月1日以降起工するものからは「作業規程の準則(平成20年3月31日付け国土交通省告示第413号、一部改正平成28年3月31日付け国土交通省告示第565号)」を下記のとおり読み替えて準用する。</p> <p>(1) 表題の「作業規程の準則」を「福島県公共測量作業規程」と読み替える。 (2) 準則本文中の「準則」を「規程」と読み替える。 (3) 準則第1編総則第1条第1項の「第34条」を「第33条第1項」と読み替える。 (4) 準則第1条第2項の「公共測量」を「福島県が行う公共測量」と読み替える。 (5) 準則第2条の「公共測量」を「この規程を適用して行う測量」と読み替える。</p> <p>作業規定の準則(国土地理院) URL : http://psgsv2.gsi.go.jp/koukyou/jyunsoku/</p> <p style="text-align: center;">【 新規 】</p>	

改 正	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">用地測量等共通仕様書</p> <p>第15条 成果物</p> <ol style="list-style-type: none"> 受注者は、測量完了後、別記 成果物一覧表に掲げる成果物を提出しなければならない。 成果物はすべて発注者の所有とし、発注者の承諾を受けないで他に公表、貸与又は使用してはならない。 原則として全ての用地測量業務に対して電子納品の対象とする。電子納品とは、「調査、設計などの各業務段階の最終成果を電子成果物として納品すること」をいう。ここでいう電子成果物とは、「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」に示されたファイルフォーマット等に基づいて作成されたものを指す。 原則、紙媒体と電子媒体の両方による納品は行わないものとし、電子納品対象項目、成果物納品、検査方法等について、監督員との電子納品に関する事前協議（以下、「事前協議」という。）により決定するものとする。 なお、電子による検査が困難な場合、発注者がA3版程度に印刷したものを用意するか、若しくは、受注者の内部審査、照査に使用した印刷物を利用し受検できることとする。 成果物の提出は、「要領」に基づいて作成した電子成果物を電子媒体（CD-R等）で1部とする他、事前協議により決定する。 なお、「要領」で特に記載が無い場合あるいは電子データ化が困難な場合については、監督員と協議のうえ電子データ化の是非を決定する。 成果物の提出の際には、目視及び電子納品チェックシステム等により「要領」に適合していること、CADソフト付属のチェック機能等により CAD 製図基準に適合していることのチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。 	<p style="text-align: center;">用地測量等共通仕様書</p> <p>第15条 成果物</p> <ol style="list-style-type: none"> 受注者は、測量完了後、別記 成果物一覧表に掲げる成果物を提出しなければならない。 成果物はすべて発注者の所有とし、発注者の承諾を受けないで他に公表、貸与又は使用してはならない。 <p style="text-align: center;">【 新規 】</p>	

改 正	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">発注者支援業務</p> <p>第1009条 提出書類</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約後速やかに、登録内容の変更時は変更があった日から速やかに、完了時は業務完了後速やかに、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低入札である」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。</p> <p>なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日を除き15日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後においても訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認をうけた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">発注者支援業務</p> <p>第1009条 提出書類</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後速やかに、登録内容の変更時は変更があった日から速やかに、完了時は業務完了後速やかに、書面により監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、業務名称の先頭に「【低】」を追記した上で「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。</p> <p>例：【低】○○○○業務</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提示しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日を除き10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後においても訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提示しなければならない。</p>	

改 正	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">共 通 仕 様 書 〔業務委託編Ⅱ〕</p> <p style="text-align: center;">平成30年10月1日 令和元年6月27日一部改正 令和元年10月1日一部改正</p>	<p style="text-align: center;">共 通 仕 様 書 〔業務委託編Ⅱ〕</p> <p style="text-align: center;">平成30年10月1日 令和元年6月27日一部改正</p>	

(H30)

改 正	現 行	備 考
<p>語句の改正</p> <p>令和元年10月1日より、以下のとおり語句の改正をしております。</p> <p>(旧) 成果品 → (新) 成果物</p> <p>(旧) 福島県電子納品運用ガイドライン_(案)_[業務委託編] → (新) 福島県電子納品運用ガイドライン_____[業務委託編]</p>	<p>【 新規 】</p>	

(H30)

改 正	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">土木設計業務等共通仕様書</p> <p>第1110条 提出書類</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約後速やかに、登録内容の変更時は変更があった日から速やかに、完了時は業務完了後速やかに、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。</p> <p>また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である」にチェックをした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督職員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日を除き15日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において、訂正または削除する場合においても、同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に申請しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">土木設計業務等共通仕様書</p> <p>第1110条 提出書類</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後速やかに、登録内容の変更時は変更があった日から速やかに、完了時は業務完了後速やかに、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。</p> <p>また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、業務名称の先頭に「【低】」を追記した上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。</p> <p>例：【低】○○○○業務</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提示しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日を除き10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において、訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提示しなければならない。</p>	

改 正	現 行	備 考
<p>第 1113 条 資料等の貸与及び返却</p> <p>1. 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。なお、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。</p> <p>第 1211 条 設計業務の成果</p> <p>(5) 概算工事費</p> <p>受注者は、概算工事費を算定する場合には、監督員と協議した単価と、前号ただし書きに従って算出した概略数量をもとに算定するものとする。</p> <p>第3109条 突堤予備設計</p> <p>(15) 照査</p> <p>5) 設計計算、設計図、概算工事費、適切性及び整合性に着目し照査を行う。</p>	<p>第 1113 条 資料等の貸与及び返却</p> <p>1. 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。</p> <p>第 1211 条 設計業務の成果</p> <p>(5) 概算工事費</p> <p>概算工事費は、監督員と協議した単価と、前号ただし書きに従って算出した概略数量をもとに算定するものとする。</p> <p>第3109条 突堤予備設計</p> <p>(15) 照査</p> <p>5) 設計計算、設計図、概算工事費、適切性及び整合性に着目し照査を行う。最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。</p>	

改正

第3136条 成果物

受注者は、表3.1.1、表3.1.2に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。

表3.1.2 詳細設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮尺	種類										摘要
				堤防、護岸	胸壁	突堤	離岸堤	消波堤・人工リーフ	消波堤	津波防波堤	砂浜	付帯設備		
設計図	詳細設計	位置図	1:2500~1:5000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		平面図	1:500~1:1000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		標準断面図	1:100または1:200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		縦断面図	V=1:50~1:100 H=1:200~1:1000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		横断面図	1:50~1:100	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		本体構造図	1:20~1:100	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		基礎細工図	1:20~1:200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		付帯細工図	1:20~1:100	○	○	○				○		○		
		配筋図	1:50~1:200	○	○	○	■	■	■	○		○		
		土工図	1:100~1:200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		仮設構造物図	1:50~1:500	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		数量計算書	数量計算	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		設計報告書	計	基本事項検討書	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○
構造計算書	—			○	○	○	○	○	○	○	○	○	本体内、基礎工	
景観検討費	—			○	○	○	○	○	○	○	○	○	基本条件詳細デザイン	
施工計算書	—			○	○	○	○	○	○	○	○	○	施工計画 仮設計画	
ベース		—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	A-3版の着色		

現行

第3136条 成果品

受注者は、表3.1.1、表3.1.2に示す成果品を作成し、第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。

表3.1.2 詳細設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	成果品項目	縮尺	種類										摘要
				堤防、護岸	胸壁	突堤	離岸堤	消波堤・人工リーフ	消波堤	津波防波堤	砂浜	付帯設備		
設計図	詳細設計	位置図	1:2500~1:5000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		平面図	1:500~1:1000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		標準断面図	1:100または1:200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		縦断面図	V=1:50~1:100 H=1:200~1:1000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		横断面図	1:50~1:100	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		本体構造図	1:20~1:100	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		基礎細工図	1:20~1:200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		付帯細工図	1:20~1:100	○	○	○				○		○		
		配筋図	1:50~1:200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		土工図	1:100~1:200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		仮設構造物図	1:50~1:500	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		数量計算書	数量計算	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		設計報告書	計	基本事項検討書	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○
構造計算書	—			○	○	○	○	○	○	○	○	○	本体内、基礎工	
景観検討費	—			○	○	○	○	○	○	○	○	○	基本条件詳細デザイン	
施工計算書	—			○	○	○	○	○	○	○	○	○	施工計画 仮設計画	
ベース		—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	A-3版の着色		

改 正	現 行	備 考
<p>第6203条 単路部交通量調査</p> <p>1. 業務目的 単路部交通量調査は、対象道路断面における交通量の実態を得ることを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 交通量調査 受注者は、設計図書に基づき、指示された流入部、調査時間、計測単位で方向別に車種別、自転車、横断歩行者の観測を人手等により行うものとする。 また、車種分類については「全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査実施要領 交通調査編」（国土交通省）に準ずるものとする。</p> <p>第6809条 橋梁補強予備設計</p> <p>1. 業務目的 橋梁補強予備設計は、設計図書、既存の関連資料及び関連する基準等を基に、補強の目的に沿った上部工、下部工、基礎工及び上下部接続部について補強工法の比較検討を行い、最適補強工法とその基本的な構造諸元を決定することを目的とする。</p>	<p>第6203条 交通量調査の区分</p> <p>2. 業務目的 単路部交通量調査は、対象道路断面における交通量の特性を得ることを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 交通量調査 受注者は、監督員の指示する道路断面、調査時間および計測単位、車種別、方向別交通型を人手等により観測を行うものとする。 なお、自転車歩行者の計測は監督員の指示によるものとする。また、車種分類、自転車歩行者については「全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査実施要領交通調査編」（国土交通省）に準ずるものとする。</p> <p>第6809条 橋梁補強予備設計</p> <p>1. 業務目的 橋梁補強予備設計は、設計図書、既存の関連資料及び関連する基準等を基に、補強の目的に沿った上部工、下部工、あるいは基礎工について補強工法の比較検討を行い、最適補強工法とその基本的な構造諸元を決定することを目的とする。</p>	

改 正	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">地質調査業務共通仕様書</p> <p>第111条 提出書類</p> <p>4. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約後速やかに、登録内容の変更時は変更があった日から速やかに、完了時は業務完了後速やかに、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。</p> <p>また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である」にチェックをした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督職員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日を除き15日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において、訂正または削除する場合においても、同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に申請しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">地質調査業務共通仕様書</p> <p>第111条 提出書類</p> <p>4. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後速やかに、登録内容の変更時は変更があった日から速やかに、完了時は業務完了後速やかに、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。</p> <p>また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、業務名称の先頭に「【低】」を追記した上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。</p> <p>例：【低】○○○○業務</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提示しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日を除き10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において、訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提示しなければならない。</p>	

改 正	現 行	備 考
<p>第 114 条 資料等の貸与及び返却</p> <p>1. 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。なお、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。</p> <p>第 119 条 成果物の提出</p> <p>8. 受注者は、機械ボーリングで得られたボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の成果について、発注者に提出するとともに、「一般財団法人国土地盤情報センター」の検定を受けた上で、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない。地盤情報の公開・利用の可否については、受発注者間における事前協議により決定し、受注者は成果物データにおいても「公開可否」を記入した上で、検定の申込を行うこととする。</p> <p>また、受注者は、電子納品の際に、一般財団法人国土地盤情報センターから受領した検定証明書（PDF ファイル）を、福島県電子納品ガイドライン【業務委託編】に規定されている格納フォルダ BORING/OTHRs に格納することをもって、提出する成果が検定済みであることを報告することとする。</p>	<p>第 114 条 資料等の貸与及び返却</p> <p>1. 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。</p> <p>第 119 条 成果物の提出</p> <p style="text-align: center;">【 新規 】</p>	
<p style="text-align: center;">電算業務委託共通仕様書</p> <p>第 8 条 資料等の貸与及び返還等</p> <p>1. 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。なお、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。</p>	<p style="text-align: center;">電算業務委託共通仕様書</p> <p>第 8 条 資料等の貸与及び返還等</p> <p>1. 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。</p>	

主要技術基準及び参考図書

共通仕様書 業務委託編Ⅱ
(主要技術基準及び参考図書)

※令和元年10月1日新規追加

項目	名 称	編集又は発行所名
共通	建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル(暫定版)	建設工事における自然由来重金属等含有土砂への対応マニュアル検討委員会
共通	建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル(改定版)	土木研究所(編集)地盤汚染対応技術検討委員会
共通	建設工事で遭遇するダイオキシン類汚染土壌対策マニュアル[暫定版]	土木研究所(編集)
共通	建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル	土木研究所(監修) 土木研究センター(編集)
共通	コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上会 検討委員会
共通	コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上会 検討委員会
共通	プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン	道路プレキャスト工技術委員会 ガイドライン検討小委員会
道路	道路土工構造物技術基準・同解説	日本道路協会
道路	道路土工構造物点検要領	国土交通省道路局 国道・技術課
道路	舗装点検要領	国土交通省道路局 国道・技術課
道路	道路トンネル定期点検要領	国土交通省道路局 国道・技術課
道路	シェッド・大型カルバート等定期点検要領	国土交通省道路局 国道・技術課
道路	舗装点検要領に基づく舗装マネジメント指針	日本道路協会
設備	公共建築工事標準仕様書[電気設備工事編]平成31年版	国土交通省
設備	公共建築工事標準仕様書[機械設備工事編]平成31年版	国土交通省

※令和元年10月1日改正

項目	名 称	編集又は発行所名
共通	地盤調査の方法と解説(2分冊)	地盤工学会
共通	2017年制定 コンクリート標準示方書【設計編】	土木学会
共通	2018年制定 コンクリート標準示方書【維持管理編】	土木学会
共通	2017年制定 コンクリート標準示方書【施工編】	土木学会
共通	2016年度トンネル標準示方書[共通編]・同解説/[山岳工法編]・同解説	土木学会
共通	2017年度トンネル標準示方書[共通編]・同解説/[シールド工法編]・同解説	土木学会
共通	2018年度トンネル標準示方書[共通編]・同解説/[開削工法編]・同解説	土木学会
設備	公共建築設備工事標準図[電気設備工事編]平成31年版	国土交通省
設備	公共建築設備工事標準図[機械設備工事編]平成31年版	国土交通省

注意:最新版を使用するものとする。